新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年12月27日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

新潟県規則第72号

新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成25年新潟県条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（従業者の員数）

第３条　指定居宅介護支援事業所ごとに置かなければならない条例第５条の介護支援専門員の員数は、１以上とする。

２　前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに１とする。

（内容及び手続の説明及び同意）

第４条　指定居宅介護支援事業者は、条例第７条第３項の規定により同条第１項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 次項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

２　条例第７条第３項の規則で定めるものは、次に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

３　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

（委任）

第５条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この規則は、平成26年４月１日から施行する。